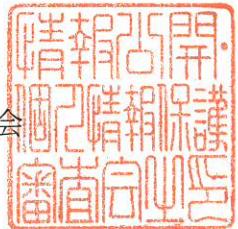


個 情 審 第 4 8 5 号
平成 31 年 2 月 13 日

東北大学職員組合
代表者 執行委員長 片山 知史 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記 1 の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 11 条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成 31 年（独情）濟問第 8 号

事件名：特定の業務委託契約等に係る支出契約決議書等の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成 31 年 3 月 6 日（水）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第 13 条第 1 項の規定による送付をし、又は同条第 2 項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたの考え方を、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

提出先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39

永田町合同庁舎 4 階

電話 03-5501-2877

FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、請問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

(注) 「 差支えがない。」「 適当ではない。」のいずれかに印を付けてください。

理 由 説 明 書

東 北 大 学

1. 審査請求の経緯

平成30年7月19日付けで、審査請求人から、次のような法人文書開示請求があった。

東北大学と特定法律事務所との業務契約および業務委託に関する以下の書類（全部）

- ・最初の契約・発注から現在までの契約書・発注書
- ・最初の契約・発注から現在までの支払い明細書

本件について、本学では、学内の審査に時間を要したため、平成30年8月17日付けで法人文書開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成30年9月3日に延長した。

本件開示請求については、個人に関する情報である独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第1号、法人等に関する情報である法第5条第2号イ、事務又は事業に関する情報である法第5条第4号に該当する不開示情報が記載されているため、第6条により部分開示する決定を平成30年9月3日付けで行った。

その後、平成30年11月22日付けで審査請求書が提出され、同日付けでこれを受理した。

2. 諒問理由説明

(1) 審査請求の理由

① 「支出契約決議書」（契約日：平成29年1月31日）（以下「決議書A」という。）のうち、非開示とされた「『支出内訳』の項目、単位、金額の一部」と「見積金額」、及び随意契約理由書の「理由」について

「国立大学法人東北大学契約事務取扱細則」第53条によれば、「予定価格が300万円を超える役務の提供」については、「落札又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量」、「落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所」、「随意契約を締結した場合は根拠規程の条文及びその理由」及び「予定価格」等を「公表しなければならない」とされている。部分開示された「決議書A」の案件はその対象であり、実際に「随意契約によることとした根拠規定の条文、理由」や「契約総額」等は「本学のウェブサイト」に公開されている。「決議書A」のうち、非開示とされた「『支出内訳』の項目、単位、金額の一部」と「見積金額」及び随意契約理由書の「理由」の開示を求める。

② 非開示とされた経費精算書(H28/6/30～H30/7/19)全43件（以下「精算書」という。）の「総支給額」、「報酬に係る金額」等支払額の合計が分かる金額について

「決議書A」の「見積金額」全43件の「精算書」の「総支給額」や「報酬に係る金額」は、同じ理由「業務に対する報酬等の金額であり、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」により非開示とされている。

日本弁護士連合会報酬規程が平成16年4月に撤廃されて、弁護士報酬は自由競争になっているが、これは公正有効な競争の確保や合理性の観点からなされたものであり、そのことをもって直ちに、報酬等の金額を公表することが、当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。実際に、法人や地方公共団体等において、弁護士報酬を公表している事例は多く存在している。

また、弁護士報酬の情報公開を求めて非開示とされ、審査請求も認められなかつた事例においても、「1時間当たりの報酬単価」「弁護士の評価に直結する情報」等、より具体的に当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する可能性の根拠が示されている。

本件は、大学自身が「契約総額」をすでに公表しており、「当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に当てはまらないことは明らかである。

したがって、非開示とされた「精算書」の「総支給額」「報酬に係る金額」等支払額の合計がわかる金額の開示を求める。

(2) 質問の理由

本件は、本学と特定法律事務所との業務契約及び業務委託に関し、a 「最初の契約・発注から開示請求時点までの契約書・発注書」及びb 「最初の契約・発注から開示請求時点までの支払い明細書」の開示を求められ、aについて「支出契約決議書」4件を、bについて「経費精算書」43件を特定し、法第5条第1号、第2号イ、第4号、第4号二に該当する部分を不開示とする原決定を行ったところ、審査請求があつたものである。

上記(1)①で開示を求められている法人文書「決議書A」とは、随意契約で締結した「人事・労働管理制度構築に伴うコンサルティング業務」に係る支出契約決議書一式（「支出契約決議書」、「業務委託契約書」、「仕様書」、「見積書」、「契約同」、「業務委託契約書（案）」及び「随意契約理由書」で構成）である。この契約において委託した具体的な業務内容は、「コンサルティング業務」及び「特定業務」であり、「随意契約理由書」の「理由」欄には、具体的な業務に係る内容が記述され、特定法律事務所の過去の業務実績に係る内容も含まれるため、公にすることにより特定法律事務所及び弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当し、さらに、公にすると本学がどのような内容の事案についてどのような対応を必要としていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため、法第5条第4号の事務事業等情報に該当するものとして不開示とした。

なお、当該契約は、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）」に基づき、本学ウェブサイトにて「随意契約によることとした理由」や「契約金額」を公表していたものであり、開示請求を受け付けた時点においても、本契約内容は掲載されていたことから、原決定において不開示とした「随意契約理由書」の「理由」欄のうち、本学のウェブサイトに掲載された内容に係る箇所は追加で開示することとしたが、それ以外は引き続き不開示を維持する。

また、「業務委託契約書」及び「業務委託契約書（案）」の「支出内訳」の「項目」、「単位」及び「金額の一部（交通費を除く部分）」の記載内容は、業務委託契約を締結した弁護士の具体的な報酬等の金額を含む契約条件であり、弁護士の報酬単価は、当該特定法律事務所の具体的な案件処理に係る取組み体制や実作業の詳細な内訳等に基づき出される営業秘密に属する情報であるため、これを公にすると、特定法律事務所の事案処理に係る方針や費用算定の方針等が明らかとなり、特定法律事務所及び弁護士の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当するものと判断する。さらに、「項目」及び「単位」の記載内容は、具体的な「特定業務」及びそれを類推させる情報であるため、これを公にすると、本学がどのような内容の事案についてどのような対応を必要としていたかが明らかとなり、本学の事務及びその他大学運営に関する

する業務に支障を来すおそれがあるため、法第5条第4号の事務事業等情報にも該当する。

一方、「見積書」の「請求金額」については、原決定では法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当するものとして不開示としたが、改めて検討した結果、「支出契約決議書」に添付された「見積書」は当該契約の締結に係る最終確認のものであり、「請求金額」はウェブサイトで公表した「契約金額」と同一であることから、追加で開示することとした。

上記(1)②で開示を求められている法人文書「精算書」は、特定法律事務所に係る経費精算の文書一式で、合計43件分である。これらのうち交通費以外の金額は、弁護士の業務に対する報酬等であり、弁護士の報酬単価は、当該特定法律事務所の具体的な案件処理に係る取組み体制や実作業の詳細な内訳等に基づき出される営業秘密に属する情報であるため、これを公にすると、特定法律事務所の事案処理に係る方針や費用算定の方針等が明らかとなり、特定法律事務所及び弁護士の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため、法第5条第2号イに規定する法人等情報に該当するものと判断する。審査請求人は、ウェブサイト上で「契約金額」を公表していることを指摘しているが、公表した金額はあくまで当該契約の総額であり、報酬単価に繋がる情報を公表しているものではない。

以上の理由により、平成31年1月29日付けで追加開示する変更決定を行ったものを除いた平成30年9月3日付けの法人文書の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。